

7月から市役所の窓口受付時間を短縮します

7月1日（水）から市役所本庁舎の窓口受付時間を午前9時から午後4時30分までに短縮します。受付時間外でも、やむを得ない場合や緊急時は、これまでどおり対応します。

○電話での対応時間と職員の勤務時間について

これまでと同じく午前8時30分から午後5時15分までです。市民交流施設、茜が丘複合施設みらいえ、総合市民センターなど、市役所本庁舎以外の施設の窓口受付時間に変更はありません。

○コンビニ交付サービス対応端末を設置

窓口受付時間の短縮にあわせて、各種証明書を発行できるコンビニ交付サービス対応の端末を庁舎内に設置します。詳しくはこのページの下の記事をご覧ください。また、窓口や電話で受け付けている水道の使用開始や中止の届出について、インターネットを活用した届出サービスを新たに導入します。

○よりよい市民サービス向上のために
これまで、職員の勤務時間と窓口受付時間が同じであったため、窓口の準備や事務処理を勤務時間外に行っていました。受付時間の短縮で生まれる時間を、時間外勤務の削減や業務の進め方の検討、職員の知識や接遇の向上に活用し、よりよい市民サービスにつなげていきます。

▶問合せ 総務課（市役所内線3048）



各種証明書発行端末を庁舎内に設置します

午前8時30分から午後10時まで利用可能

窓口受付時間の変更に合わせ、マイナンバーカードを利用して住民票の写しなどの各種証明書を取得できるコンビニ交付サービス対応の端末を市役所庁舎内に設置します。

▶運用開始日

7月1日（水）

▶利用時間

午前8時30分から午後10時まで

ただし、毎月最終火曜日（祝日の場合は翌平日）は午後6時まで

なお、12月29日～翌年1月3日、メンテナンス時はご利用いただけません。

▶設置場所

市役所1階（総合案内付近）

▶利用できる方

西脇市に住民登録があり、利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバーカードまた

はスマホ用電子証明書を搭載したスマートフォンをお持ちの方

▶手数料（令和10年3月31日まで）

100円/通

▶取得できる証明書

住民票の写し（本人、同一世帯分）、印鑑登録証明書、課税・非課税（所得）証明書

▶注意事項

- ・証明書発行専用機のため、コピーサービスはご利用いただけません。
- ・発行した証明書の返金・交換はできません。
- ・7月のメンテナンスによる運用停止日は15日（水）です。

▶問合せ（利用に関すること）

戸籍住民課（市役所内線1033）

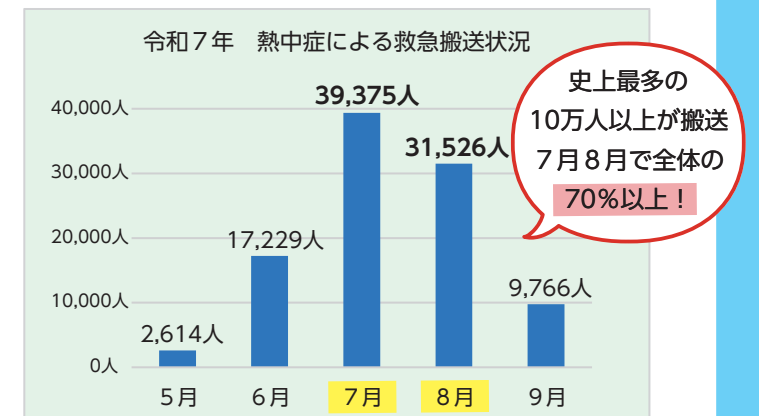
税務課（市役所内線1093）



熱中症にご注意を

～我慢は禁物！早めの対策が命を守ります～

気温や湿度の高い夏がやってきます。消防庁によると、昨年の熱中症による救急搬送者数は7月が最も多く、市内でも昨年5月～9月までに85人が救急搬送されています。熱中症は気温などの環境条件だけでなく、体調や暑さへの慣れが大きく関係します。また、屋外だけでなく、**屋内や夜間でも多く発生**しており、十分な注意が必要です。日頃から生活習慣を整え、**家族や近所の方とも声を掛け合いながら**、こまめに対策を行い、熱中症を予防しましょう。



▶出典：総務省消防庁

熱中症対策のポイント

屋内で

エアコンや扇風機を使用して室内の温度を下げる。



室温が28度を目安に温度や湿度を確認する。



外が涼しい時間帯は換気し、室内に溜まった熱を逃がす。



屋外で

通気性のよい涼しい服装で日傘や帽子を使う。



日陰を活用し、暑いときは無理して外出しない。



涼しい場所や冷房の効いた施設を利用する。



屋内でも、屋外でも

のどの渇きを感じる前に、こまめに水分補給する。



保冷剤、氷、濡れたタオル、シャワーなどで体を冷やす。



暑さに強い体づくり

バランスのよい食事、適度な運動を心掛ける。



熱中症
かな…？



#7119

病院に行くべきか、救急車を呼ぶべきか、迷ったら
（救急安心センターひょうご）へお電話を！
24時間365日受け付け